

第38号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成18年加東市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「及び令和2年度」を削り、「26,500円とする」を「26,500円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,200円とする」に改め、同条第7項中「及び令和2年度」を削り、「44,200円とする」を「44,200円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,400円とする」に改め、同条第8項中「及び令和2年度」を削り、「51,300円とする」を「51,300円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,500円とする」に改める。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

15 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」

という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する場合

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。

16 前項の場合における第14条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の附則第15項及び第16項の規定は、令和2年2月1日から、改正後の第5条第6項から第8項までの規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の第5条第6項から第8項までの規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第38号議案 要旨

加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部が改正されたことに伴い、第1段階から第3段階に区分される第1号被保険者の基準額に政令で定める軽減割合を乗じることで、市町村民税非課税世帯の第1号被保険者の保険料負担の軽減を図るため、所要の改正を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者を支援するため、その保険料を減免する規定を加える。

2 改正内容

令和2年度における第1段階から第3段階に区分される市町村民税非課税世帯の第1号被保険者の保険料の額を以下のとおり引き下げること。

なお、第1段階から第3段階に区分される第1号被保険者の保険料軽減については、平成31年4月から既に一部実施している。

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行0.375（年額26,500円） → 改正後0.3（年額21,200円）
第2段階	現行0.625（年額44,200円） → 改正後0.5（年額35,400円）
第3段階	現行0.725（年額51,300円） → 改正後0.7（年額49,500円）

3 市民負担への影響

非課税世帯の保険料基準額に対する割合を引き下げることにより、第1段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担は、5,300円、第2段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担は、8,800円、第3段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担は、1,800円軽減される。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等の減少額が前年収入額の10分の3以上であり、それ以外の前年の所得合計が400万円以下である場合は減免の対象となる。

4 市財政への影響

第1段階に区分される第1号被保険者数を1,369人、第2段階に区分される第1号被保険者数を809人、第3段階に区分される第1号被保険者数を720人と見込んでおり、市の財政負担は約3,900千円（軽減額総額は約15,600千円）の増となる。

5 施行期日等

公布の日（改正後の附則第15項及び第16項の規定は令和2年2月1日から適用し、改正後の第5条第6項から第8項までの規定は、令和2年4月1日から適用する。）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,800円とし、令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,500円とする</u></p> <p>_____。</p> <p>7 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>44,200円とする</u></p> <p>_____。</p> <p>8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>51,300円とする</u></p> <p>_____。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,800円とし、令和元年度_____における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,500円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,200円とする。</u></p> <p>7 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度_____における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>44,200円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,400円とする。</u></p> <p>8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度_____における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>51,300円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,500円とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

15 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号にお

いて「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する場合

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。

16 前項の場合における第14条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

加東市介護保険料新型コロナウイルス感染症にかかる減免基準（概要）

【減免額の算定】

- (1) 条例附則第15項第1号に該当する場合 介護保険料額の全部
- (2) 条例附則第15項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。）

表1で算出した対象介護保険料額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額（ $(ア \times イ / ウ) \times (エ)$ ）

【減免額の計算式】

対象保険料額×減額又は免除の割合＝保険料減免額

【表1】

対象保険料額＝ $ア \times イ / ウ$
ア：当該第1号被保険者の保険料額
イ：当該第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額
ウ：世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額割合（エ）
200万円以下であるとき	10分の10
200万円を超えるとき	10分の8

(注1) 世帯の生計を主として維持する者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減額割合を10分の10とする。

【減免の対象となる保険料】

減免の対象となる保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

なお、第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料とする。